

仕 様 書

学校教職員用パソコン賃貸借

(期間:令和2年4月から令和7年3月:60ヶ月間)

伊是名村教育委員会

1 件名 職員用パソコン

(賃貸借期間:令和2年4月から令和7年3月までの60ヶ月間)

2 作業の概要

- (1) 本仕様書が定める要件に適合する伊是名小学校・伊是名中学校(以下「学校」という。)教職員用パソコンを調達し、これに所定のアプリケーションソフト等(無料のWWW ブラウザ・メーカー等含む)のインストールと、これらの運用管理上において必要となる各種設定作業等(以下「初期設定作業」という。)を行うものとする。
- (2) 初期設定作業により構成された各種機能が、各学校内のネットワーク環境において正常に機能し、各ユーザー環境で使用できるか否かの動作検証等の作業(以下、「環境設定作業」という。)を行うものとする。
- (3) 学校教職員用パソコンが正常に使用できることを確認後、指定された日時と場所に当該機器を設置し、併せて更新される機器の回収作業(以下「設置作業」という。)も行うものとする。なお、設置作業において回収された機器は、伊是名村教育委員会が指定する場所に移動すること。

3 納品内容

機 器			
	品 名	数 量	備 考
①	教職員用ノートパソコン	27台	
②	教職員用デスクトップパソコン	3台	
③	ソフトウェアマスター媒体 ライセンス証書	各1式	※ライセンス登録をしたソフトウェア毎のマスター媒体及びライセンス証書を1式とする。(ライセンス証書は、原本とコピーで1式とする)
④	リカバリ用ソフトウェア媒体	各1式	※インストール済みソフトウェアを全て含んだものを1式とする。(CD-ROM又はVD-ROM)
⑤	リカバリ作業マニュアル (ノート・デスクトップパソコン用)	各1式	※紙及びDVD-ROM又はCD-ROMを1式とする。 ※マニュアルにはSID変更手順及びボリュームアクティベーション2.0でのライセンス認証手順を含めること。
⑥	連絡体制表	1式	※紙及びCD-ROMを1式とする。
⑦	設置状況表 (資産管理番号・IPアドレス対応表を含む。)	1式	※紙及びCD-ROMを1式とする。

注)⑤～⑥については、内容を日本語とし、紙媒体及び電子媒体を納品すること。なお、電子媒体について

は Excel 形式(伊是名村教育委員会において加筆・修正等ができること)で保存したものを納品すること。

アプリケーションソフトのライセンス等			
	品 名	数 量	備 考
①	Microsoft Windows10 pro	30ライセンス	
②	Microsoft Academic Open Business Office Standard 2019	30ライセンス	
③	JUSTSYSTEMS 一太郎 アカデミック版もしくは JL-Education	30ライセンス	

4 納入場所

伊是名小学校・伊是名中学校 所在地:伊是名村仲田地内

4.1 納入期限

令和2年4月10日(金)を基本とする。(条件に応じて期限日に納入出来ない場合は別途協議)

5 技術的要件

5.1 技術的要件の概要

本件に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は、「5.2調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。技術的要件は、当方が必要とする最低限の要件を示しており、提案される機器の性能等がこれを満たしていないと判定される場合には、不合格とする。

5.2 調達物品に備えるべき技術的要件

本件は、次の性能等を満たすハードウェア及びソフトウェアにより構成され、通常の用法に従えば業務上において支障なく動作をすることを必須条件とする。

5.2.1 包括的要件

- (1) 提案する機器は、原則として設置時点において製品化され、取引市場において製造・販売が継続されているものであること。
- (2) ソフトウェアは、原則として設置時点で最新バージョンであること。ただし、教育委員会がバージョン等を指示した場合は、それに従うこと。
- (3) 本仕様書に基づく納入物品については、仮に製品に欠陥が発見されたときは、令和2年4月30日までに対処すること。
- (4) 納入時に、5.2.3(3)「職員用PCにインストールするアプリケーションソフトの仕様」がインストールされていること。但し、これ以外であっても、納入物品を使用するために教育委員会が必

要と判断したソフトウェアもインストールすること。

- (5) 納入予定機器にプリインストールされているソフトウェアのうち、教育委員会が必要ないと判断したものについては、アンインストールを行うこと。

5.2.2 納入物品の品質及び信頼性

設置時点において、次のことを十分説明できる資料を提出すること。なお、各証明書の作成については別に定めるものとする。

- (1) 1日8時間の就業時間内に電源が投入された状態で、賃貸借期間内の使用に耐え得るに十分な信頼性を確保していること。
- (2) 全社的に製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること(ソフトウェアを除く)。この体制には、万が一ハードウェアに欠陥が発見された場合には、直ちに対応がとれることを含む。
- (3) ハードウェアは、賃貸借期間の終了まで当該機器及びそれを構成する部品の調達が保証されること。

5.2.3 性能及び機器に関する要件

(1) 教職員用ノートパソコンの仕様

項目名		仕様
パソコン 本体	形状タイプ	・オールインワン型ノートパソコン。
	BIOS	・導入機器全台数統一バージョンを使用すること。 ・起動時(BIOS等)でのパスワード設定が可能であり、当該パスワードが変更されないよう管理できること。
	CPU	Intel Core i3 (2.3 GHz) と同等以上の処理能力を持つもの。
	内蔵メモリ (RAM)	8 GB以上であること。
	ビデオメモリ (VRAM)	128 MB以上であること。(メインメモリと共有可)
	HDD	320 GB以上であること。
	グラフィック 表示	解像度は1,366×768以上で1,677万色同時表示可能であること。
	ディスプレイ	15.6インチ以上のTFT液晶ディスプレイと同等以上であること。
	ネットワーク 機能	・LANインターフェース内蔵(オンボード)であること。 ・1000Base-T/100Base-TX/10Base-T自動認識と同等以上であること。 ・無線LAN機能 (IEEE802.11a/b/g/n/ac) を搭載していること。
	サウンド機能	・PCM音源等のサウンド機能を有すること。 ・内蔵スピーカーを有すること。
	光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ(DVD±R2層書込)
	インターフェース	・USB2.0以上を3ポート以上有すること。 ・マイク入力、ヘッドホン出力(すべてミニジャック)を有すること。 ・アナログRGB Mini D-SUB 15ピンを有すること。
	キーボード	JIS規格準拠の日本語キーボード(テンキー付き)であること。
	バッテリー	・内蔵バッテリーを有すること。 ・バッテリーによる駆動が、1.5時間以上可能であること。
	消費電力	最大時76W以下
マウス		USB光学式ホイール付きのものを別途添付することとし、画面上の操作を問題なく行えること。(ケーブル長0.8m程度であること。)
OS		Microsoft Windows 10 Professional(64bit、日本語版) 調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。 各項目に掲げる機能の最新のドライバー及び機能させるためのアプリケーションがインストールされ、パソコンが正常に動作すること。
その他		・グリーン購入法適合製品であること。 ・エコマークまたはPCグリーンラベル対象製品であること。

(2) 教職員用デスクトップパソコンの仕様

項目名		仕様
パソコン 本体	形状タイプ	・デスクトップ省スペース型(ディスプレイ一体型不可)。
	BIOS	・導入機器全台数統一バージョンを使用すること。 ・起動時(BIOS等)でのパスワード設定が可能であり、当該パスワードが変更されないよう管理できること。
	CPU	Intel Core i3 (3.7 GHz) と同等以上の処理能力を持つもの。
	内蔵メモリ (RAM)	8 GB以上であること。
	ビデオメモリ (VRAM)	128 MB以上であること。(メインメモリと共有可)
	HDD	320 GB以上であること。
	グラフィック 表示	解像度は1,366×768以上で1,677万色同時表示可能であること。
	ディスプレイ	・21.5インチ以上のTFT液晶ディスプレイと同等以上であること。 ・内蔵スピーカーを有すること。
	ネットワーク 機能	・LANインターフェース内蔵(オンボード)であること。 ・1000Base-T/100Base-TX/10Base-T自動認識と同等以上であること。 ・無線LAN機能 (IEEE802.11a/b/g/n/ac) を搭載していること。
	サウンド機能	・PCM音源等のサウンド機能を有すること。
	光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ(DVD±R2層書込)
	インターフェース	・USB2.0以上を6ポート以上有すること。 ・マイク入力、ヘッドホン出力(すべてミニジャック)を有すること。
	キーボード	JIS規格準拠の日本語キーボード(テンキー付き)であること。
	バッテリー	・内蔵バッテリーを有すること。
	消費電力	-
マウス	USB光学式ホイール付きのものを別途添付することとし、画面上の操作を問題なく行えること。(ケーブル長0.8m程度であること。)	
OS	Microsoft Windows 10 Professional(64bit、日本語版) 調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。 各項目に掲げる機能の最新のドライバー及び機能させるためのアプリケーションがインストールされ、パソコンが正常に動作すること。	
その他	・グリーン購入法適合製品であること。 ・エコマークまたはPCグリーンラベル対象製品であること。	

(3) 教職員用ノートパソコン・デスクトップパソコンにインストールするアプリケーションソフトの仕様

Microsoft Windows10 pro	Microsoft Windows10 pro(日本語、最新バージョン) ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。
Microsoft Office 2019	Microsoft Academic Open Business Office Standard 2019(日本語、最新バージョン) ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。
一太郎	JUSTSYSTEMS 一太郎 (最新バージョン) ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。 アカデミック版もしくはJL-Education
ウィルス対策ソフト	本件とは別に調達するため、本件には含めない
WWWブラウザ	・Internet Explorer 11(32bit版)(日本語版・無料版) ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。 ・Internet Explorer 11(64bit版)(日本語版・無料版) ※調達時までにリリースされた修正パッチを全て適用すること。
Adobe Reader	日本語版、最新バージョンを使用すること。
Adobe Flash Player	日本語版、最新バージョンを使用すること。
Windows Media Player	日本語版、最新バージョンを使用すること。
JAVA 8	最新バージョンを使用すること。
その他	・伊是名村教育委員会の指定するセットアップ費用を含むこと。 ・既存撤去パソコンについては、 ・廃棄(返却)時のHDDデータ消去費用を含むこと。

5.2.4 搬入、据付、配線、調整及び動作確認

- (1) 導入(以下「搬入から納入まで」をいう。)スケジュールは、教育委員会と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 導入に当たっては、必要に応じて教育委員会担当者との詳細なミーティング及び現地調査を行い、導入時のトラブルによる業務への悪影響を避けること。
- (3) 初期設定及び業務システム環境の設定作業等に際して、当該システム停止など業務への影響を及ぼす技術的な制約等が懸念される場合は、その対応策について教育委員会に技術的な提案を行うこと。
- (4) 納入場所・納入日時の詳細については、教育委員会担当者の指示に従うこと。
- (5) 機器の設置場所への搬入、据付、配線、調整、ネットワーク接続、機器設定、ソフトウェアのインストール・設定、及びプリンタの設定等の全ての設置作業を行うこと。次に既設LANとの接続により、仮想環境ツールや各種プリンタ等(学校設置)の接続及び動作確認を行い、各ユーザーがPCの電源を投入すれば、すぐに業務が開始できる状態になるまでの一切の作業を完了させること。また、既存パソコンを村役場各部署へ流用して使用する場合は、それぞれ設置場所での調整、ネ

ットワーク接続、プリンタの設定等を確実に実施すること。

- (6) 各ユーザー環境において支障なく使用できることを確認すること。

5.2.5 導入過程に関するサービス品質保証基準

- (1) 梱包された機器等の搬入について、教育委員会担当者と調整の上で、各学校に搬入すること。
- (2) 搬入を除く導入過程の当日は、午前9時から作業を開始し、午後4時30分までに作業を完了すること。また、現場統括責任者は当日の作業状況を、口頭報告で午後5時までにを行うこととする。ただし、当日の導入過程において不測の事態が生じた場合には、教育委員会担当者に対し、現場統括責任者又は各納入場所における現場責任者は速やかに報告を行い、必要な処置等を調整すること。
- (3) 学校休業日の搬入等については、事前に申し入れること。

6 その他の要件

契約期間満了後、又は故障修理等によりハードディスク装置の交換等が生じたときは、当該ハードディスク装置内のデータ消去を行うこと。ただし、当該作業の場所及び方法に関して教育委員会の承認を得なければならない。なお、消去レベルは「米国防総省規格準拠方式」を基本レベルとする。

7 その他

納入機器の設定等について、この仕様書に定める他に教育委員会が必要と判断された事項については、その実施方法等に関して速やか双方協議をし、適正かつ円滑に対処するものとする。